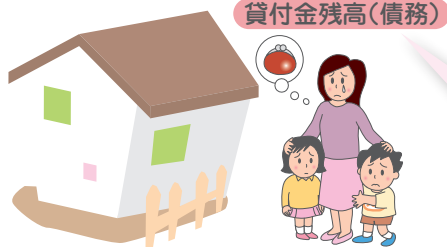


共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、貸付金の返済中に借受人に万一のことがあった場合に、**保険金**で貸付金残高（債務）が返済されます。
あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで就業障害となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。

万一の場合



「だんしん」からの保険金
(貸付金残高(債務)相当額)

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高（債務）が返済されます

病気やケガで就業障害となられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

「だんしん」(団体信用生命保険)

例

貸付金残高(債務)

貸付金残高
(債務)



1,000万円の場
合

特約保証料

保険金額(貸付金残高(債務)相当額)
(10万円につき 月額15円)

月額 **1,500円**

※特約保証料は見直されることがあります。

保障額

<死亡・所定の高度障害状態>

保険金 **1,000万円**(貸付金残高(債務)相当額)を共済組合にお支払いすることで貸付金残高(債務)が返済されます。

特長

- 「だんしん」に加入をしていると、万一、組合員が死亡、または所定の高度障害状態となってしまったとき、「だんしん」の保険金で貸付金残高（債務）が返済されます。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない特約保証料（加入者が負担する保険料）でご加入できます。特約保証料は、年1回、貸付金残高（債務）に応じて見直しされますので、返済が進むにつれて加入者の負担が少なくなります。

債務返済支援保険

例

返済金額

返済金相当額
(平均返済月額)

60,000円の場合

(計算例)
毎月償還 40,000円 } の場合
ボーナス償還 120,000円 }
平均返済月額 60,000円 = (40,000円 × 12) + (120,000円 × 2) ÷ 12

保険料

保険金額 (返済金相当額)
(1万円につき 月額90円)

月額 **540円**

※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。

補償額

<所定の就業障害の場合>

1カ月あたり保険金 **60,000円** (返済金相当額) を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。

特長

- 所定の精神障害により就業障害となったときも貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いします。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料で加入できます。

<制度内容に関するお問い合わせ先>

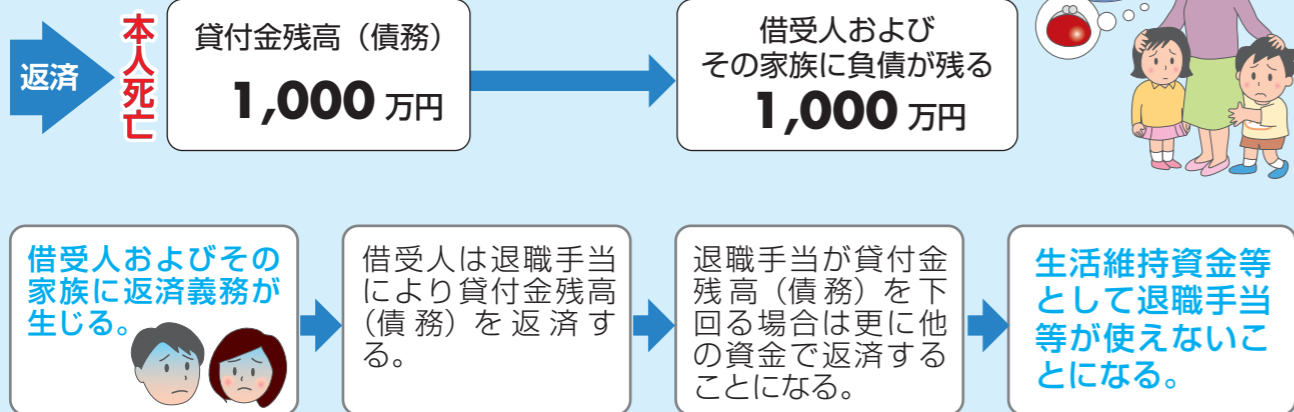
全国市町村職員共済組合連合会 フリーダイヤル 0120-288-294 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
〒102-0084 東京都千代田区二番町二番地 東京グリーンパレス

「だんしん事業」のご案内

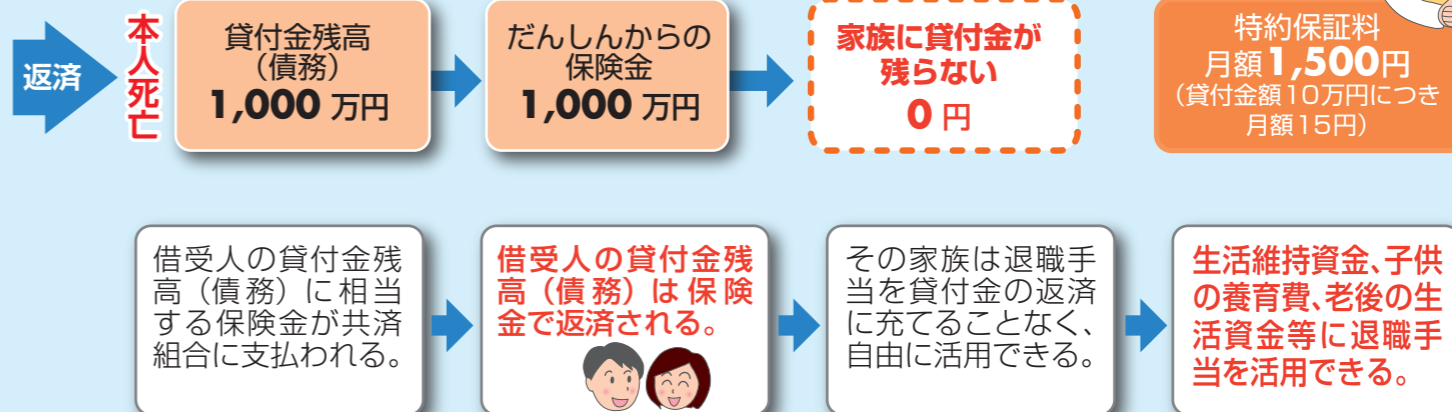
共済組合では、貸付事業を利用している組合員の福祉の充実とご家族の安心のために「だんしん」事業を実施しております。

だんしん（団体信用生命保険）

〈だんしん加入なし〉 ※本人死亡の場合



〈だんしん加入あり〉



債務返済支援保険

〈債務返済支援保険加入なし〉



〈債務返済支援保険加入あり〉



制度名	制度の特長	保障（補償）内容			保険金額	保障（補償）期間	加入対象者	保険金受取人
		死亡保険金	高度障害保険金	所得補償保険金				
だんしん	★死亡・所定の高度障害状態となった場合、保険金で、貸付金残高(債務)を返済する制度です。	○	○	—	貸付金残高（債務）相当額	貸付金返済期間	借受人	共済組合
債務返済支援保険	★就業障害となった場合、返済金相当額（平均返済月額）をお支払いする制度です。	—	—	○	返済金相当額（平均返済月額）	貸付金返済期間	借受人	借受人

共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、**保険金で貸付金残高（債務）が返済**されます。
あわせて「**債務返済支援保険**」に加入すると、病気やケガで就業障害となった場合に、**貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。**

「だんしん」からの保険金
(貸付金残高(債務)相当額)

万一の場合



貸付金残高(債務)



制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高（債務）が返済されます

病気やケガで就業障害となられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

例

貸付金残高(債務)

特約保証料

保障額

「だんしん」
(団体信用生命保険)



貸付金残高
(債務)

1,000万円の場合

保険金額(貸付金残高(債務)相当額)
(10万円につき 月額15円)

月額 **1,500円**

※特約保証料は見直されることがあります。

<死亡・所定の高度障害状態>
保険金1,000万円(貸付金残高(債務)相当額)を共済組合にお支払いすることで貸付金残高(債務)が返済されます。

例

返済金額

保険料

補償額

債務返済
支援保険

返済金相当額
(平均返済月額) **60,000円**の場合

毎月償還 40,000円} の場合
ボーナス償還 120,000円
《計算例》 平均返済月額 60,000円 = [(40,000円×12)+(120,000円×2)] ÷ 12

保険金額 (返済金相当額)

(1万円につき 月額90円)

月額 **540円**

※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。

<所定の就業障害の場合>
1か月あたり保険金**60,000円**(返済金相当額)を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。

<制度内容に関するお問い合わせ先>

全国市町村職員共済組合連合会 フリーダイヤル 0120-288-294 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
〒102-0084 東京都千代田区二番町二番地 東京グリーンパレス